

## 告 示

### 埼玉県告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を飯能市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）  
高橋満、久保田宗二、高塩ヤス子
- 二 通知の要旨
  - イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成三十年八月十四日付埼玉県告示第八百九十三号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。